

障がい者のための 安心・交流・生きがいプラン

計画期間
平成21年度
～
平成26年度

甲賀市障がい者基本計画・第2期障がい福祉計画を策定

市では、障がいのある人とない人が同じように生活し、社会の幅広い分野にわたって平等に参加、活動することができるまちをめざし、「障がい者のための安心・交流・生きがいプラン」を策定しました。この計画は、障がいのある人が甲賀市でいつまでも幸せに暮らしていくために、何が必要で、誰がどういうことをすればよいかまとめたものです。

今後は、本計画に基づき、さまざまな施策を推進します。本計画の詳細は市ホームページをご覧ください。

計画の理念

みんなで向きあい、支えあう 安心・交流・生きがいのある福祉のまち 甲賀

この計画がめざす6つの基本方針

- 1 一人ひとりとの関わりを大切にすまち**
 - ①新サービス体系の円滑な運用
 - ②相談・援助体制
 - ③地域ケア体制
- 2 「自分らしさ」を大切にすまち**
 - ①子どもの発達と子育てへの多様な支援
 - ②学校教育と進路指導
 - ③放課後、休日、長期休暇中の支援
- 3 身近な地域の暮らしを大切にすまち**
 - ①保健・医療
 - ②地域生活への支援サービス
 - ③居住のための支援
 - ④発達障がいなど多様な障がいへの支援
- 4 それぞれの働き方・暮らし方を大切にすまち**
 - ①就労支援
 - ②職業訓練機会と福祉的就労環境
 - ③地域活動や余暇への支援
- 5 みんなの理解と参加を大切にすまち**
 - ①ノーマライゼーションの普及
 - ②ボランティアおよび交流活動
- 6 安心とやさしさを大切にすまち**
 - ①福祉のまちづくり ②防災・防犯
 - ③情報環境 ④交通環境

「障がい者のための安心・交流・生きがいプラン」の3つの重点施策

“安心”

安心を支える生涯発達支援システムの整備

“交流”

交流を育む地域福祉ネットワークの充実

“生きがい”

生きがいを応援する就労生活サポート体制の構築

問い合わせ 社会福祉課 障害者支援担当 ☎ 65-0702 ☎ 63-4085

児童手当現況届 の提出を

現在、児童手当を受給されている方は、毎年6月に「現況届」を提出しなければなりません。

この届は、毎年6月1日現在の養育状況や所得状況などを確認し、引き続き手当を受ける要件があるかどうか確認するためのものです。この届出がないと6月分以降の手当が受けられなくなりますので、必ず6月中に提出してください。

※公務員・団体職員（独立行政法人を除く）の方は勤務先で手続きをしてください。

届出に必要なもの

- 現況届
- 印かん
- 健康保険証の写し等
- 平成21年度所得証明書*（児童手当用）

*平成21年1月1日以降に本市に転入された方は提出をお願いします。

問い合わせ

社会福祉課 児童家庭支援担当
☎ 65-0705 ☎ 63-4085